

令和4年第9回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和4年9月29日（木）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第9回座間市農業委員会定例総会議事録

令和4年9月29日、第9回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 加藤 博之 | 8 小野 たづ子 |
| 2 吉川 充 | 9 井上 俊春 |
| 3 曾根 覚 | 10 小泉 聡 |
| 4 鈴木 寛幸 | 11 草薙 初夫 |
| 6 飯島 英勝 | 12 大矢 義孝 |
| 7 大木 秀春 | |

会議を欠席した委員

- 5 小林 多賀雄

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

- 大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- | | | | |
|---|------|----|----|
| 1 | 事務局長 | 山本 | 浩由 |
| 2 | 次長 | 曾根 | 和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根 | 裕次 |
| 4 | 主事 | 増島 | 亨 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第16号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第17号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第40号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第41号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 7 議案第42号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第43号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時 30 分開会

議 長

ただいまの出席委員 11 人で、定足数に達しております。

これより令和 4 年第 9 回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程ですが、訂正がございます。お手元に配布されております資料の日程第 7、議案第 42 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請については、事情により取下げとなりました。これ以降、議案番号が繰り上がりますので、ご了承願います。

なお、5 番小林多賀雄委員から欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、3 番曾根覚委員、10 番小泉聡委員の両名を指名いたします。

次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

まず、1 の会務報告です。今回は、令和 4 年 8 月 26 日（金）から令和 4 年 9 月 28 日（水）までの概要でございます。

先月、8 月 26 日（金）、この場所におきまして、令和 4 年第 8 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、1 件、1 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、4 件、4 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第 5 条の規定に基づく農地転用許可申請について、2 件、2 筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1 件、1 筆の 3 議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

9 月 12 日（月）、13 日（火）には横浜市内で開催された、農業委員会サポートシステム操作等研修会に、事務局職員が出席しております。

また 9 月 22 日（木）には横浜市内で開催された、農業者年金加入推進特別研修会に、事務局職員が出席をしております。

同日 9 月 22 日（木）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計7件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきます。

諸報告は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第16号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第17号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 　　日程第3、報告第16号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年9月29日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

日程第4、報告第17号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年9月29日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

最後の総括表をご覧いただきたいと思います。

法第4条届出でございます。地目、畑、筆数、6筆、地積4,299㎡。合計が同数で、届出件数は5件でございます。

次に、法第5条届出。地目、田、1筆、地積、33㎡、畑、5筆、地積、1,324.45㎡。合計6筆、地積が1,357.45㎡、届出が6件でございます。

なお、法第3条許可申請については、記載のとおりでございます。

報告につきましては以上でございます。

議長 　　ただいま、まとめて報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第40号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてと日程第6、議案第41号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

以上2議案は関連がありますので、一括議題とさせていただきます、なお、採決については個別に行います。それでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第40号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について及び日程第6、議案第41号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和4年9月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料3ページをご覧ください。

まず議案第40号でございますが、譲渡人が、座間市座間二丁目 [] にお住まいの [] さん。

譲受人は、厚木市三田三丁目 [] にお住まいの [] さんでございます。

土地につきましては、番号1、座間2丁目 []、地目、田、地積、457㎡。番号2、座間2丁目 []、地目、田、地積、138㎡です。

続いて、資料の4ページをご覧ください。

議案第41号でございますが、譲渡人は、座間市座間二丁目 [] にお住まいの [] さん。

譲受人は、議案第40号と同じ [] さんでございます。

こちらの土地につきましては、番号1、座間2丁目 []、地目、田、地積、243㎡。番号2、座間2丁目 []、地目、田、地積、5.12㎡。番号3、座間2丁目 []、地目、田、地積、133㎡。番号4、座間2丁目 []、地目、田、地積、7.41㎡。番号5、座間2丁目 []、地目、田、地積、18㎡です。

案内図につきましては、資料の5ページをご覧ください。

西中学校東側にある田の7筆でございます。

譲受人の さんですが、厚木市で造園業を営み、昨年の4月、そして今年の2月にも市内の別の農地で3条の許可を受けている方で、さらに規模拡大をする意向から今回の申請に至ったものでございます。

申請書には、厚木市農業委員会が発効した耕作証明も添付されております。

田、3,597㎡、畑、3,912㎡、合計7,509㎡を耕作しておりまして、耕耘機、トラクター、田植機、コンバインなど一通りの農機具を所有し、農業経営をされております。

なお、現地の地目は、田ということですが、畑としての利用をするということを確認しております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第40号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について及び議案第41号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 　先週の22日の農地部会において見てまいりました。田については、事務局が耕作していることを確認しています。

それで、5ページの①、②、③番は見ております。①番、②番は耕耘をされております。③番については、防草シート等が敷かれていて下は何も作っていないという状態でした。

右側の④、⑤、⑥は隣な関係で、芽は出ていますけれども、特に問題はない範囲であります。

以上です。

議長 　　議案第40号、議案第41号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員 　　私も先日、農地部会で現地を確認いたしました。部会長の説明のとおりありますが、 さんによりますと、防草シートは取り払い、露地野菜を中心に作付されていくとのことです。

また、厚木で造園業を営んでいるということで、植木の一時的な置場としても考えているとのことです。現状、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑
ございませんか。

小泉委員 ただ見て思っただけなのですけれども、道路づけではない、道路に面していないで
すね。そのような土地をわざわざ厚木市から来てなぜ買うのかと少し思ったのですけ
れども。ただそういう思いだけです。

以上です。

議 長 農地部会長、何かご意見はございますか。

飯島農地部会長 すみません。そこまでは検討していなかったのですけれども、側溝があつて、川が
あつて、その土手の上のところを歩いて入りました。道路は、左側の高土手のほうか
らずと入って行って、この変な交差点へぶつかるるところから少し歩きました。それ
以上は、そういう目で見えていなかったものですすみません。失礼します。

議 長 では、その辺は事務局に改めて。

事務局 現地の状況からすると、この① [] の西側にある水路なのですが、ここが少し
歩けるような状態になっておりますので、管理機ぐらいならここから入れるのかと思
います。トラクターとなると、恐らく、現地でも少し話になったのですが、② [] の
辺りから、その南側の2457-2を使いながら入っていくのかという感じがします。

①と②は現地は耕耘してあったのでトラクターでやったのかと思うのですけれども、
この [] 辺りは特に作付もされていなく、ここから入れてしまうような感じがする
ので、もしかしたら地主とそういう話がついているのかもしれない。

以上です。

議 長 よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第40号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は
「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求め
ます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第40号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第41号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長

報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第41号は原案のとおり承認することに決しました。
次に、日程第7、議案第42号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第42号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年9月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は9ページをご覧ください。

申請人でございますが、座間市入谷東四丁目■■■■、■■■■。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年9月28日から令和4年9月29日まで。

特例適用農地でございますが、番号1、入谷西5丁目■■■■、地目、田、地積、991㎡。番号2、入谷西5丁目■■■■、地目、田、地積257㎡。番号3、入谷西5丁目■■■■、地目、田、地積、991㎡の合計3筆、地積2,239㎡でございます。

こちらは引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出する証明でございます。

■■■■さんでございますが、相続税の納税猶予を受けて、今回が2回目の引き続きの申請でございます。

場所につきましては、資料の案内図10ページ、11ページをご覧ください。

県立座間高校とJR相模線間に位置する市街化調整区域内の田の3筆でございます。

農業経営としましては、主に相続人である■■■■さんが耕作し、水稻作や露地野菜を作付し、農地として良好に管理されております。

農機具は、耕耘機、トラクター、田植機、バインダー、コンバインなどを所有しており、全体の農地面積は、田が3,230㎡、畑が372㎡の合計3,602㎡でございます。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、議案第42号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

　　本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

　　飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 事務局が耕作していることを確認しております。

議 長 　　議案第42号の地区担当委員は鈴木寛幸委員です。

　　地区担当委員としての発言を求めます。

鈴木委員 　　その前に事務局から、現地調査をしているということでありましたので、先にその報告をお願いいたします。

議 長 　　事務局から。

事務局 　　農地部会の2日ぐらい前に現地を事務局で確認しております。

　　こちらにつきましては、耕作がされており、農地として適正に管理されていると確認しております。

　　以上です。

議 長 　　よろしいですか。ではお願いします。

鈴木委員 　　ただいま事務局からそのような報告がございました。私も毎年ですけれども、通る度に確認しております。よって、耕作しているということがございますので、特段問題はございません。

議 長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

　　議案第42号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長 　　挙手全員。よって、議案第42号は原案のとおり承認することに決しました。

　　次に、日程第8、議案第43号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

　　なお、本案につきましては、は当事者でござい

ます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限がございます。しばらくの間、退席をお願いいたします。

([REDACTED] 退室)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第43号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年9月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は12ページでございます。

申請人ではありますが、座間市座間1丁目 [REDACTED] にお住まいの、 [REDACTED] さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年9月28日から令和4年9月29日まで。

特例適用農地でございますが、番号1、座間1丁目 [REDACTED]、地目、田、地積、198㎡。番号2、座間1丁目 [REDACTED]、地目、田、地積555㎡。番号3、座間1丁目 [REDACTED]、地目、田、地積、155㎡。番号4、座間字清水向 [REDACTED]、地目、畑、地積、469㎡。番号5、座間字清水尻 [REDACTED]、地目、畑、地積14㎡。番号6、座間字清水尻 [REDACTED]、地目、畑、地積、74㎡。番号7、座間字清水尻 [REDACTED]、地目、畑、地積17㎡。番号8、座間字清水 [REDACTED]、地目、畑、地積、822㎡。番号9、座間字清水 [REDACTED]、地目、畑、地積、1,000㎡。番号10、座間字清水 [REDACTED]、地目、田、地積、999㎡の合計10筆、地積、4,303㎡でございます。

こちらも引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行でございます。

中川原にお住まいで、 [REDACTED] でもあります [REDACTED] さんから申請でございます。

[REDACTED] さんは、平成21年の相続によりまして10筆の農政猶予を受けられ、今回4回目の証明書の申請でございます。

案内図としましては13ページから18ページをご覧ください。

座間字清水にあります調整区域の農地、大体この辺になりますけれども、10筆でございます。13ページの番号1と2はハウスが建設されております。

[REDACTED] さんはご存じのとおり認定農業者でございます。このハウスでイチゴやメロンなどを栽培するほか、水稻作や露地野菜を作付し、市内の有数な農家でございます。

農業経営としましては、本人のほかに奥様とご長男の3名で農業に従事しており、農機具につきましては、トラクター、田植機等一通り所有し、農業経営をされている方でございます。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、議案第43号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 それでは、報告します。

13ページの①、②は、先ほども畑という話がありましたけれども、ハウスが建ってしまって、現状は中は空で準備中ということでした。

その次の③については、耕作されておりました。

③は田でしたでしょうか。

事務局 自宅の庭先ある畑です。

議長 自宅の入った右側の細い部分なのです。イチゴの苗とか、苗関係がいろいろ置いてありました。

よろしいですか。

飯島農地部会長 すみません。

それから、④番については、相模川の河川敷の土手下でした。ここについては、耕耘はしてあるのですけれども、四、五年、何の耕作もしていないということで、この図面の下側の位置が松林で、松林が大きく成長してしまっていて、日陰になってしまい日照不足で作物を作ってもダイコンぐらいしかできないという話で、四、五年は作っていないということでした。

それで、後で全体を通して言おうと思っているのですけれども、前回もそうでしたけれども、ずっと耕作をしてないということで、耕耘のみという場所があって、前回は、吉川委員に代理でいろいろ指導してもらって、耕作するという方の話があったわけですが、こういった耕作だけで何もしていないのは、猶予を受けるときの条件と全然違うということがあるので、その辺については、少し論議をしてどうするかということを決めようという話のところまで今いってしまっていて、結果的にこの件はそういう条件待ちという形で、今は通すかどうかということ、あとは皆さんで

決めていきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長 　少しこの場では無理だと思いますので、また農地部会に持ち帰っていただいて、ご検討いただくということでご理解していただけませんか。今回はご本人に、できればやってほしいと事務局からお話をさせていただくということで、ご理解賜ればと思うのです。

　　以上です。

飯島農地部会長 　分かりました。

議長 　長 　　暫時休憩いたします。

午後 2 時03分休憩

午後 2 時06分再開

議長 　長 　　それでは、暫時休憩を解きまして進めてまいります。

　　飯島部会長、そのほかの説明をお願いいたします。

飯島農地部会長 　⑤、⑥、⑦については、この絵で上側が多目的広場、下が駐車場なのです。そこへ入り込むための道があるのだそうですけれども、市の土地なもので雑草でいっぱいではなかなか入っていけないのだということで、辛うじて下の駐車場側から入り込んで耕作しているという形で、トウモロコシ等が作られた、それがまだ撤去していないで残っていましたので、耕作はしているという判断をしています。本人もそう言われていました。

　　あと⑧番、⑨番。⑧番については、ネギが作られていました。⑨番は耕耘をしているだけの畑となっていました。

　　⑩番については、稲作されていて、まだ刈取はしていませんけれども、田として機能していました。

　　以上です。

議長 　長 　　議案第43号の地区担当委員は吉川充委員です。

　　地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員 　　■さんについては、長年専業で農業を営んでいる方でありまして。先ほどお話もあったとおり、一部、作付環境の事情で作付されていない土地はありましたが、先日、澤田さんとお話ししたところ、今後、環境に合った作物を作付していくとおっしゃってられました。

　　以上、承認について問題ないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑
ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第43号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告
は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求
めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第43号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、[]の入室を許可いたします。事務局で
案内をお願いします。

([] 入室)

議長 []にお伝えします。ただいま、議案第43号、引き続き農
業経営を行っている旨の証明については、全員の賛成で承認をいたしましたので、申
し伝えます。

なお、④、土手下の畑につきましては、これについては、なかなか生産環境にない
ということで難しいというのは委員にご理解いただきましたので、できましたら1年
に1作ぐらい何とかできれば、ご尽力いただければ幸いですので、よろしく
お願いをしたいと思います

以上で、議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、事務局から何かございますか。

その他

- ・服装について
- ・あっせん希望農地の調査書

議長 そのほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長　それでは、以上で、令和4年第9回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時14分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

3 番 _____

10 番 _____